

自動車取得税の軽減対象軽自動車一覧表

ここに掲げられた軽自動車は、自動車取得税の課税標準が自動車の取得価格から30万円を控除した額となる。(税額が9千円軽減される。)

☆☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
プレオ	0.658	11129	LE-RV1 ※	001	22.0	☆☆
				002	21.5	☆☆
				003		
				004	22.0	☆☆
				005	21.5	
		11130	LE-RV2 ※	001	20.0	☆☆
				002		
				003		
				004	20.0	☆☆
				005		
サンバー	0.658	11237	LE-TT1	001	17.2	☆☆
				002		
				003		
				004		
				009		
				010		
				011		
				012		
				017		
				018		
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
				025		
				026		
				027		
				005	16.0	
				006		
				007		
				008		
				013		
				014		
				015		
				016		
		11238	LE-TT2	001	17.0	☆☆
				002		
				003		
				004		
				009		
				010		
				011		
				012		
				017		
				018		

				019	15.8	☆☆			
				020					
				021					
				022					
				023					
				024					
				025					
				026					
				027					
				028					
				005					
				006					
				007					
				008					
				013					
				014					
				016					
				029					
				030					
				031					
				032					
				11239			LE-TV1	001	16.8
								002	
								005	
								006	
								007	
								012	
								013	
								014	
								015	
								016	
								017	
		018							
		022							
		023							
		024							
		029							
		030							
		031							
		032							
		037							
		038							
		039							
		043							
		044							
		003	15.6						
		004							
		008							
		009							
		010							
		011							
		019							
		020							
		021							
		025							
		026							
		027							
		028							
		033							
		034							
		035							
		036							
		040							
		041							
		042							
		045							
		046							
サンバー	0.658	11240			LE-TV2	001		16.6	☆☆
						002			
						003			
						004			
						005			
						010			

				011		
				012		
				013		
				018		
				019		
				020		
				025		
				026		
				027		
				028		
				033		
				034		
				035		
				036		
				037		
				043		
				044		
				045		
				049		
				050		
				006	15.4	☆☆
				007		
				008		
				009		
				014		
				015		
				016		
				017		
				021		
				022		
				023		
				024		
				029		
				030		
				031		
				032		
				038		
				039		
				040		
				041		
				042		
				046		
				047		
				048		
				051		
				052		
サンバー	0.658	11237	LE-TT1	028	17.0	☆☆
				029		
				030		
				031		
				032	15.8	☆☆
		11238	LE-TT2	033		
				034		
				037		
				038		
				039		
				040		
				045		
				046		
				047		
				048		
				049		
				050		
				055	15.8	☆☆
				056		
				057		
				058		
				035	15.6	☆☆
				041		
				042		

				043	15.0	☆☆
				051		
				036		
				044		
				052		
				053		
				054		
		11239	LE-TV1	047	15.2	☆☆
				048		
				049		
				050		
				051		
				052		
				053		
		11240	LE-TV2	054	15.0	☆☆
				054		
ブレオ	0.658	11130	LE-RV2 ※	006	20.0	☆☆
				007		

☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類 別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

- 注：1 同一型式であっても、仕様によって一部軽減対象とならない場合があるので、自動車販売店等での確認が必要。
- 2 燃費の単位はkm／ℓ。同一型式内に複数燃費値があるものは、新燃費基準を満足しているもののみ記載。
- 3 燃費基準は重量毎に異なるため、同一型式であっても重量によって適用される燃費基準が異なることがある。

(参考) 新燃費基準の値

<軽貨物車>

変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	燃費基準値 (km/L)
手 動 式	703kg未満	構造A	20.2
		構造B	17.0
	703kg以上828kg未満	構造A	18.0
		構造B	16.7
	828kg以上		15.5
手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9
		構造B	16.2
	703kg以上828kg未満	構造A	16.5
		構造B	15.5
	828kg以上		14.9

- 備考
- 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
- イ.最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ロ.乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ハ.運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。